

〔令和6年度版〕

介護保険 福祉用具の手引き

【福祉用具取扱事業所及び地域包括支援センター、居宅介護支援事業所向け】



島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 給付係

目 次

1. 福祉用具貸与について

- 基本的な考え方…………… P 1
- 対象種目【原則】…………… P 1
- 福祉用具貸与についての注意点…………… P 2
- 福祉用具の対象範囲…………… P 2
- 認定軽度者に対する例外給付…………… P 4
- 福祉用具貸与に関するQ&A…………… P 7

2. 特定福祉用具購入について

- 基本的な考え方…………… P 8
- 対象種目…………… P 8
- 申請に必要な書類…………… P 1 1
- 福祉用具購入の流れ…………… P 1 2
- 福祉用具購入における注意点…………… P 1 3
- 福祉用具購入費に係る同一種目再購入のためのフロー図… P 1 6
- 福祉用具購入に関するQ&A…………… P 1 9

1. 福祉用具貸与について

○基本的な考え方

介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としている。

対象者の身体の状態、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与としている。

また、貸与になじまない性質のもの（排泄用具・入浴用具等他人が使用したものを再利用することにより心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの）は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。



○対象種目【原則】

要介護4・5の方

要介護2・3の方

⑤車いす（付属品含）

⑥特殊寝台（付属品含）

⑦床ずれ防止用具

⑧体位変換器

⑨認知症老人徘徊感知機器

⑩移動用リフト（つり具の部分を除く）

要支援1・2、要介護1の方

①手すり

②スロープ

③歩行器

④歩行補助つえ

⑪自動排泄処理装置（尿のみを自動吸引するものは全段階で対象）

※要支援1・2、要介護1の人で福祉用具貸与の対象外種目について、【別表】の厚生労働省が示した「厚生労働省第94号利用者等告示第31号のイ」該当する対象者（P5）に該当する者については、例外給付を認める。

※福祉用具貸与の具体的な品目はテクノエイドに準拠する。

○福祉用具貸与についての注意点

※商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、厚生労働省のホームページにて確認し、事業所は、商品の特徴や全国平均価格を利用者に説明する必要がある。

※福祉用具貸与が必要な理由を、居宅サービス計画に記載する。居宅サービス計画書への記載は運営基準に謳われているため必ず記載する。

- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第13条第1項22号
- ・島原地域広域市町村圏組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 第16条第1項26号

※利用者が当該月に在宅にいないことが分かっている場合（1カ月間ショートステイを継続利用する場合等）の貸与は、算定を認めない。

※貸与している福祉用具をショートステイ施設内でのみ利用する場合は、算定を認めない。

※福祉用具は、居宅において利用する場合のみ保険給付の対象であり、一時的な治療のために居宅以外の場所に滞在し福祉用具を利用する場合は、算定を認めない。

○福祉用具の対象範囲

福祉用具名	対象範囲
手すり	①居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするもので、取付けに際し工事を伴わないもの。 ②便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作を補助することを目的とするもので、取付けに際し工事を伴わないもの。 (ステップ台付き手すりは、ステップ台(踏み台)は特定福祉用具に該当しないことと、要介護者でない者も使用する一般生活用品であることから対象外。)
スロープ	段差解消のためのもので工事を伴わないものに限る。
歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するもの。 ①車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手などを有するもの。

	②四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの。
歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。
車いす (付属品含)	車いすは、自走用標準型車いす、普通型電動車いす、介助用標準型車いす(介助用電動車いすも含む)に限る。 付属品は、クッション、パッド、電動補助装置、テーブル、ブレーキなどで車いすと一体的に使用されるものに限る。
特殊寝台 (付属品含)	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なもので、次のいずれかの機能を有するもの。 ①背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能。 ②床板の高さが無段階に調整できる機能。 付属品は、サイドレール、マットレス、ベッド用手すり、テーブル、スライディングボード(スライディングマット)、介助用ベルトであつて、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
床ずれ 防止用具	次のいずれかに該当。 ①送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット。 ②水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用マット。
体位変換器	空気パット等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者などの体位を容易に変換できる機能を有するものに限る(体位を保持するためのものを除く。)
認知症老人徘徊感知機器	認知症である老人が屋外へ出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人などへ通報するもの(2つ以上の機能を有するもののうち、福祉用具貸与の種目に該当しない機能が含まれる場合は対象外とする。)
移動用リフト (つり具の部分を除く)	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造で、自力で移動が困難な者の移動を補助することを目的とした用具で、工事を伴わないもの。
自動排泄処理装置	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造で、利用者・介護を行う者が容易に使用できるもの(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となる交換可能部分は除く。)



○認定軽度者に対する例外給付

軽度者であっても、様々な疾患、その他原因等により、【別表】の「厚生労働省第94号利用者等告示第31号のイ」（5ページ参照）で定める種目ごとに貸与が必要な状態に該当する者については、例外的に福祉用具貸与費の算定が認められる。

例外給付の妥当性については、原則、直近の要介護認定に係る基本調査結果を活用して、客観的に判断することとされている。

【取扱いについて】

- ①用具種目・必要性が認められる一定の状態・対象基本調査項目の回答結果により、指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者が判断。
- ②「ア（二） 車いす及び車いす付属品」「オ（三） 移動用リフト」の場合は、主治医からの意見及びサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者が判断。
- ③上記①②に該当しない場合は、医学的な所見により状態像 i）～iii）のいずれかに該当（6ページ参照）し、かつサービス担当者会議を通じた適切なマネジメントにより用具が必要と判断された時、そのことについて指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者が届出を行い、必要性を当組合が確認することで貸与が可能。
- ④末期がんの方で、医学的な所見により状態像 ii）に該当し、かつサービス担当者会議を通じた適切なマネジメントにより用具が必要と判断された時、そのことについて指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者が届出を行い、必要性を当組合が確認することで貸与が可能。

【届出の提出について】

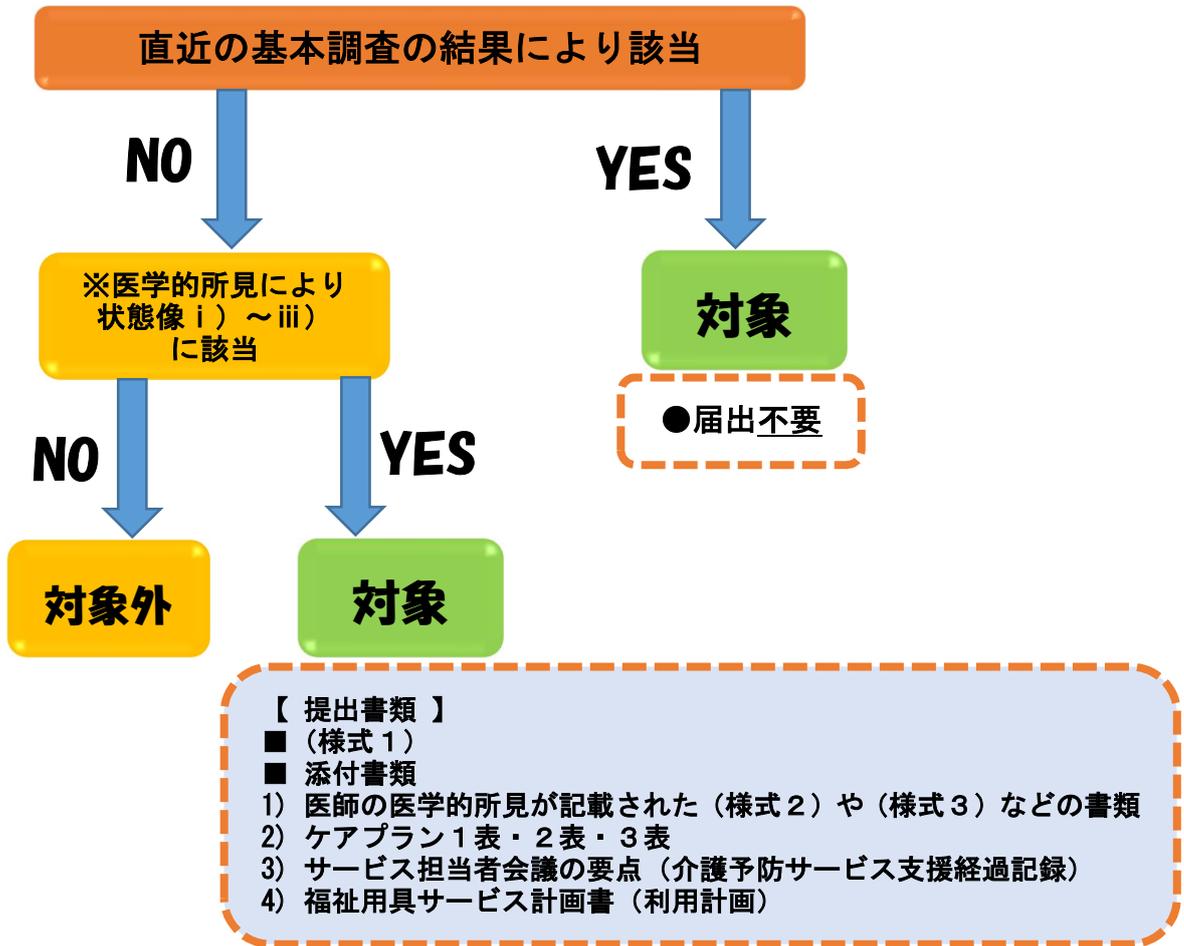
提出先	本組合介護保険課・構成市本庁・各支所
提出時期	(原則) 利用開始前までに提出。 ※状況に応じ要相談
受付	書類の確認を行い、適切な場合は当組合（介護保険課）の受付印を押印し、「届出書」の写しを、介護支援専門員に返却。
算定日	利用開始日から算定可能。
再提出の時期	○認定の更新又は区分変更後に継続して例外給付を受ける。 ○支援事業所が変更になった。 ○貸与品目を追加する。 ○貸与品目を異なる品目へ変更する。

※ 詳細は別に定める[認定軽度者に対する福祉用具貸与例外給付について（末期がんの特例給付を含む）]をご確認して取扱いしてください。

【別表】 例外給付判断基準

対象外種目	厚生労働大臣が定める 告示に該当する対象者 (貸与が認められる場合)	可否の判断基準 (該当する基本調査の結果等)
ア) 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7：歩行「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※対応する基本調査がないため、適切なマネジメントにより、 指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者 が判断する
イ) 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1-4：起き上がり「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3：寝返り「3. できない」
ウ) 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3：寝返り「3. できない」
エ) 認知症老人徘徊 感知機器	次の①② <u>いずれにも</u> 該当する者	
	① 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3-1：意思の伝達「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 ／または 3-2～3-7：記憶・理解のいずれか「2. できない」 ／または 3-8～4-15：問題行動のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	② 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2：移動「4. 全介助」以外
オ) 移動リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8：立ち上がり「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1：移乗が「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※対応する基本調査がいため、適切なマネジメントにより、 指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者 が判断する	
カ) 自動排泄処理 装置	次の①② <u>いずれにも</u> 該当する者	
	① 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6：排便が「4. 全介助」
	② 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1：移乗が「4. 全介助」

認定軽度者に対する例外給付のフロー図



i)	状態の変化 (頻繁に該当する)	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、 <u>且</u> <u>によって又は時間帯によって、頻繁に【別表】の対</u> 象者に該当 (例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF現象)
ii)	急性憎悪 (短期間のうちに該当する)	疾病その他の原因により、 <u>状態が急速に悪化し、短</u> <u>期間のうちに【別表】の対象者に該当することが確</u> 実に見込まれる (例 がん末期の急速な状態悪 化)
iii)	医師禁忌 (危険性・重篤化の回避から該当する)	疾病その他の原因により、 <u>身体への重大な危険性又</u> <u>は症状の重篤化の回避</u> 等医学的判断から【別表】の 対象者に該当すると判断できる (例 ぜんそく発 作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障 害による誤嚥性肺炎の回避)

【参考】福祉用具貸与に関するQ&A

Q 1 月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について。

A 1 福祉用具貸与の介護報酬は、半額又は月額単価となり、事業所毎の取り扱いにより異なりますので、各事業所に確認する。

Q 2 同一品目を複数貸与することは可能か。

(例：車いすを屋内用と屋外用とで2台貸与)

A 2 ケアプラン上、介護の視点から見て必要であると判断されれば可能。その場合、必要な理由を十分に検討したうえで、居宅サービス計画書に理由を明確に記載すること。

Q 3 ショートステイ長期利用中の方が、自宅で数日過ごす際にベッドや車いす等を自宅で利用する場合、福祉用具貸与は算定可能か。

A 3 ショートステイ利用月でも算定可能だが、下記の①②は算定できない。

①貸与している福祉用具をショートステイ施設内でのみ利用する場合。

②利用者が当該月に在宅にいなかったことが分かっている場合。

Q 4 グループホーム入所中や有料老人ホーム入所者で特定施設入居者生活介護を受けている場合の福祉用具貸与の費用は算定可能か。

A 4 グループホーム、特定施設又は地域密着型施設などでは施設扱いのため算定できない。しかし外部サービス型特定施設や住宅型有料老人ホーム、サ高住等、介護保険施設外に入所している場合は算定可能。

Q 5 上り框用たちあつぷのステップ台付きは、算定可能か。

A 5 玄関用踏み台やベンチのように、要介護者等でない者も使用する一般生活用品は支給対象外。福祉用具の手すりは、取り付けに際し工事を伴わないものとし、踏み台は福祉用具貸与項目ではなく、住宅改修の対象となる。

Q 6 本人が居宅において車いすや介護ベッドを使用していないが、車いす付属品や特殊寝台付属品のみの貸与は可能か。

A 6 本人が車いすや特殊寝台を使用していないため、付属品のみの貸与はできない。車いす付属品や特殊寝台付属品は、これらを貸与する際に併せて貸与される付属品、又は既に利用者がこれらを使用している場合に貸与される付属品とされている。

2. 特定福祉用具購入について

○基本的な考え方

在宅の要介護者等が、都道府県知事の指定を受けた指定特定福祉用具販売事業所から、入浴や排泄に用いる福祉用具等の一定のものを購入したときは、居宅介護福祉用具購入費が保険給付の対象となる。

購入費の対象となるのは、福祉用具のうち貸与になじまない性質のもので、支給は、本組合が日常生活の自立を助けるために必要と認める場合となる。事業所の福祉用具専門相談員は、貸与と同様に専門的知識に基づく助言を行う。

【支払方法】

①償還払

いったん費用の全額を被保険者側が負担し、のちに9割・8割又は7割の払戻しを申請する方法。

②受領委任払

被保険者が1割・2割又は3割の自己負担額を支払い、本組合より直接販売事業者に9割・8割又は7割を支払う方法。

福祉用具の購入費の支給限度基準額は10万円。

福祉用具購入費の支給限度額管理期間は、毎年4月1日からの1年間であり、介護保険法第44条においては、当該購入日（代金完済日：領収証記載日）の属する年度において支給限度額を管理することとされている。

○対象種目

福祉用具名	対象範囲
腰掛便座	次のいずれかに該当するもの。 ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む）。 ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの。 ③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。 ③ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗

	機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。)。但し、設置に要する費用については、対象とならない。
自動排泄処理装置の交換可能部品	レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となる交換可能部分であって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの（専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除く。）。
排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの（専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連商品は除く。）。
入浴補助用具	<p>①入浴用いす 座面の高さが概ね 35 cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。</p> <p>②浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。</p> <p>③浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるものに限る。</p> <p>④入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。</p> <p>⑤浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。</p> <p>⑥浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。</p> <p>⑦入浴用介助ベルト 居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。</p>
簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの（硬質

	の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。)
移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。
(貸与との選択制) スロープ	貸与告示第8号に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものとする。 (便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く)
(貸与との選択制) 歩行器	貸与告示第9号に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器とする。 (車輪・キャスターが付いている歩行車は除く)
(貸与との選択制) 歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。 (松葉杖は除く)

※ 令和6年4月1日より貸与の3種目（スロープ、歩行器、歩行補助つえ）の一部については貸与か販売（購入）を被保険者が選択できるようになった（介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与又は販売（購入）が選択できることについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこと。）。

〔選択後のモニタリングやメンテナンス等〕（福祉用具専門相談員が実施）

〈貸与後〉

- ・ 利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを実施し、貸与継続の必要性を検討（貸与計画書にモニタリング時期の記載及びモニタリング結果については担当ケアマネへ報告）

〈販売後〉

- ・ 特定福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認
- ・ 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める
- ・ 商品不具合時の連絡先を情報提供

○申請に必要な書類

【償還払】

- 介護保険居宅介護（介護予防）特定福祉用具購入費支給申請書 第7号様式
- 特定福祉用具（購入・貸与）理由書 第11号様式
- 福祉用具のパンフレット
- 領収書（コピー可。窓口で原本確認）

【受領委任払】

●承認申請時

- 介護保険特定福祉用具購入費受領委任払承認申請書 第6号様式
- 特定福祉用具（購入・貸与）理由書 第11号様式
- 見積書
- 福祉用具のパンフレット

●支給申請時

- 介護保険居宅介護（介護予防）特定福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用） 第9号様式
- 介護保険特定福祉用具購入費受領委任払承認証 第7号様式
- 委任状 第9号様式附表1
- 領収書（コピー可。窓口で原本確認。）

※理由書の介護支援専門員氏名欄や福祉用具専門相談員氏名欄、承認証の事業者記入の担当者氏名欄は自筆とする。

【承認変更申請書】

- 介護保険特定福祉用具購入費受領委任払承認変更申請書 第8号様式
 - 変更後の見積書
 - 変更後のパンフレット
 - 交付済みの介護保険特定福祉用具購入費受領委任払承認証
- ※購入予定だった商品が他の商品に変更となった場合に提出。
- ※変更申請書には金額を書く欄がないため別途変更後の金額を記載する。

【取下書】

- 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請取下書
 - 交付済みの介護保険特定福祉用具購入費受領委任払承認証
- ※購入予定だった商品が被保険者の状態の悪化等により購入しなくなった場合に提出。

○福祉用具購入の流れ

償還払

1. 三者協議

2. 理由書の作成

3. 福祉用具購入

4. 書類の提出
購入費支給申請書
理由書
パンフレット
領収書

5. 審査

6. 支給決定通知書
の交付

7. 被保険者への支払

受領委任払

1. 三者協議

2. 理由書の作成

3. 書類の提出
受領委任払承認申請書
理由書
見積書
パンフレット

4. 審査

5. 受領委任払承認証の発行

6. 福祉用具購入

7. 書類の提出
購入費支給申請書（委任払用）
承認証
領収書
委任状

8. 審査

9. 支給決定通知書の交付

10. 福祉用具事業所への支払

○福祉用具購入における注意点

【申請に関する注意点】

①介護度を持っていない（区分変更を除く要介護認定新規申請中）場合

- 受領委任払の申請は不可。
- 償還払の申請は可能ですが、介護度が出てから支給審査となる。但し、介護度が“自立”の場合は保険給付を受けることが出来ない。

②提出書類について

- 受領委任払承認申請書及び支給申請書の金額の訂正は不可。
- 申請関係書類すべての日付は記入漏れがないよう確認し提出すること。

③入院入所中である場合

- 入院入所中であっても、事前に受領委任払申請・償還払い申請は可能（退院退所の見込みがたってからの申請が望ましい）。退院退所が確認できたら速やかにその日付を本組合まで連絡する、又は支給申請書内の該当欄に退院退所日を記載すること。
- 退院退所し自宅へ戻ったことを確認してから支給申請は行うこと（入院中の外泊や一時帰宅は退院退所には該当しない。）。
- 退院退所し自宅へ戻ったことを確認するまでは、保険給付は行わない。退院退所ができなかった場合は、全額自己負担となる。

④同一種目の福祉用具を再購入する場合

- 介護保険特定福祉用具購入費に係る同一種目再購入の取り扱いについて参照。（平成30年10月11日付当組合介護保険課長通知）
原則、同一種目の福祉用具の購入について、複数回の支給はできない。カビや汚れによる再購入は対象とならない。例外として本組合が必要と認める場合は支給を行う。（フロー図 P16～18 参照）
- フロー図（1）～（3）に該当する場合、三者協議にてよく検討を行う。
- 申請時には、現在持っている福祉用具の写真を添付。

⑤続けて申請を行う場合

- 原則、1回目の支給の完了後に2回目の申請を行う。短期間での状態の変化などがみられ、他の福祉用具購入の必要性がある場合等、本組合が必要と認める場合は申請を受付ける。

⑥受領委任払承認証の有効期間

- 受領委任払承認証の承認有効期間は承認証交付日から60日間であり、有効期間内に購入しなかった場合（領収日が期間内でない場合）は、支給の対象外となり、取下書の提出が必要となる。

⑦支給申請提出期限（受領委任払）

- 受領委任払支給申請書の提出期間は、福祉用具購入日（領収日）から3か月以内とする。提出が3か月を過ぎた場合、期限を過ぎた理由を申請書類に添付する。（様式は任意）理由書には、事業者名及び事業者印を押印し提出する。
- 進捗状況の調査を随時行ってもなお支給申請書の提出がなく、承認申請書受付日から2年を経過した場合は、申請を取下げたものとする。また、領収日の翌日から2年を経過した場合は、支給申請の請求は時効とする。

【理由書に関する注意点】

- 「身体状況等」の欄には、被保険者の身体状況、家族・ヘルパー等介護の状況（日中や夜間、屋内外、家族の係りなどの生活状況）、既往歴や入退院の変遷もあれば交えながら記載する。
- 「入所・入院」欄は理由書作成日時点での有無に○を記し、退所退院の予定日（目途）を記載する。
- 「特定福祉用具が必要な理由」の欄には、他の介護保険サービスの利用も踏まえ、現在の入浴・排せつ・移動などの状況から申請するその種目の福祉用具の必要性について具体的に記載する。
 - ・困難や支障がある点を具体的に記載し、どのようにしたい意向があるのか、その用具を購入することで、どのように自立支援に繋がるのか。
 - ・商品を選定した理由（選択商品に付加機能があれば、その機能が必要である理由）
 - ・理学療法士等の明記すべき具体的な助言があれば記載する。
- 以前に購入されたものを持っている場合は、現在の物ではどのような支障があるのか、新たに購入が必要である具体的な理由を記載する。
- 以前に購入されたものを持っているが、破損や老朽化による部品の交換の可否により新たに購入する具体的な状況や理由を記載する。
（破損や老朽化の状況が確認できる写真を別に添付すること。）
- 住宅改修を行っている又は住宅改修を行う予定であり、その回収箇所と申請する種目の福祉用具との関係性があればそれを記載する。
- 「PT・OTの介入」欄は、住居に限らず、理学療法士・作業療法士いずれか若しくは両方から、その福祉用具の必要性や機能選定などの具体的な助言があった場合には[有]に○をつけて、なかった場合は[無]に○をつける。

【理由書記載例】

福祉用具購入理由書記載事例

特定福祉用具の種目	特定福祉用名	特定福祉用具が必要な理由
入浴補助具	〇〇折りたたみシャワーベンチ	<u>週に3回の通所リハビリ時に入浴介助を受けていたが、気温の上昇による発汗、皮膚のかゆみ治療中の為、自宅でもシャワーを浴び、保清したいと希望。</u> 本人は起居動作、洗身、歩行に介助が必要な状態である。自宅で安全にシャワー浴をする為に、シャワー椅子を利用するのが望ましいと判断した。本人の状態から、床から椅子の座面までの高さが44cm、跳ね上げ式の肘掛が有る方が望ましいと通所リハビリのPTアドバイスにより、左記機種に決定した。

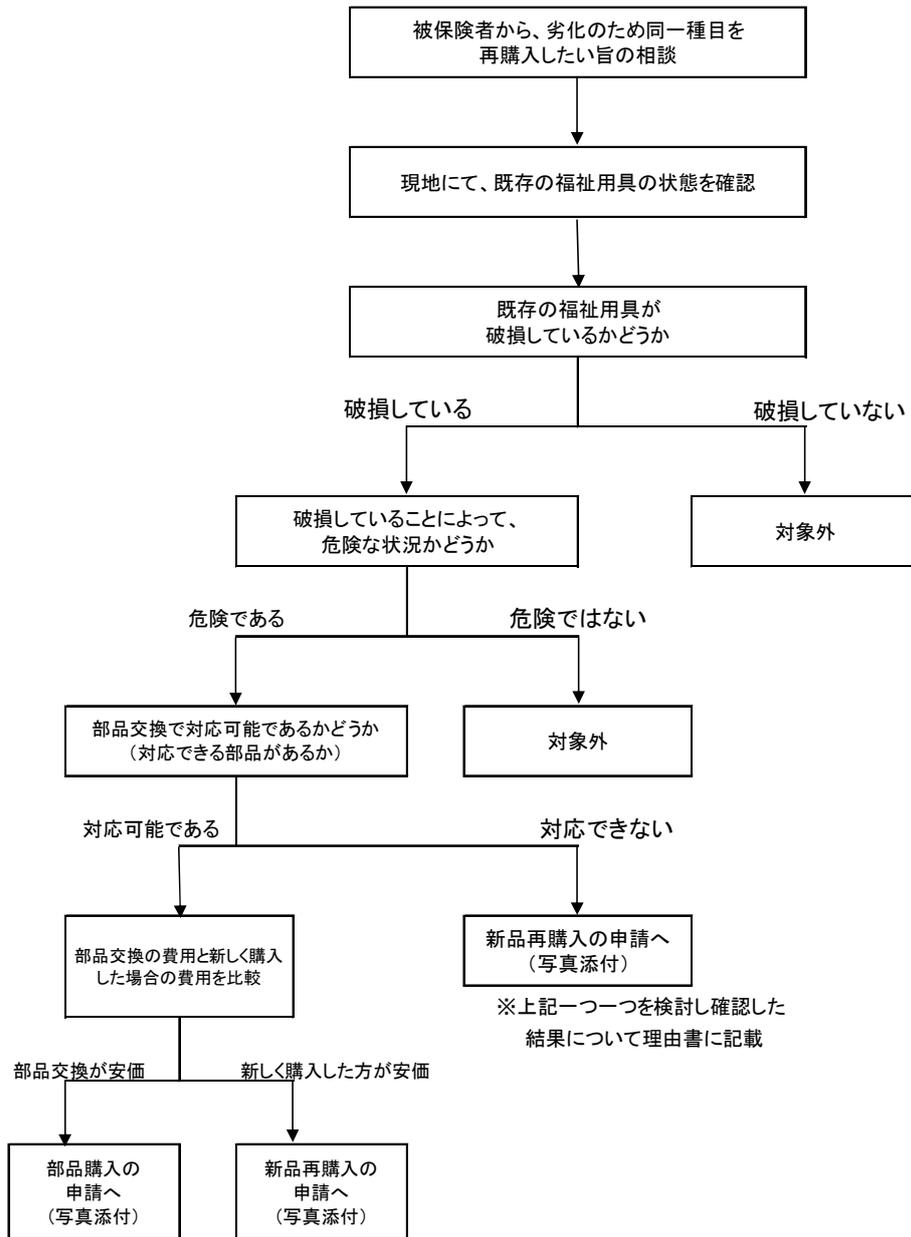
- ・通所サービス、訪問サービス利用の方は自宅にての入浴状況の記載がある。
- ・なぜこの商品を選択したかの理由がある。
- ・購入にあたりPT等のアドバイスがあった事の記載がある。「PT・OTの介入」欄の[有]に○。

特定福祉用具の種目	特定福祉用名	特定福祉用具が必要な理由
腰掛便座	〇〇ポータブルトイレ	起居動作、開閉動作、歩行、排泄の後始末に介助が必要。退院後、自宅に戻られるが、 <u>常時の家族の見守りが難しいこと、自室からトイレまでの距離があること</u> などの理由により、退院後しばらくはベッドサイドのポータブルトイレを利用の方が望ましいと入院先のPT判断、助言あり。

- ・トイレ使用が難しい理由の記載がある。
- ・この商品を選択した理由の記載がある。
例：右手麻痺、左手拘縮等により排泄後の後始末が出来ない為ウォシュレット機能付きを選択
- ・購入にあたりPT等のアドバイスがあった事の記載がある。「PT・OTの介入」欄の[有]に○。

特定福祉用具購入費に係る同一種目再購入のためのフロー図(1)
(経年劣化による場合)

平成30年10月作成
島原地域広域市町村圏組合
介護保険課〔給付係〕

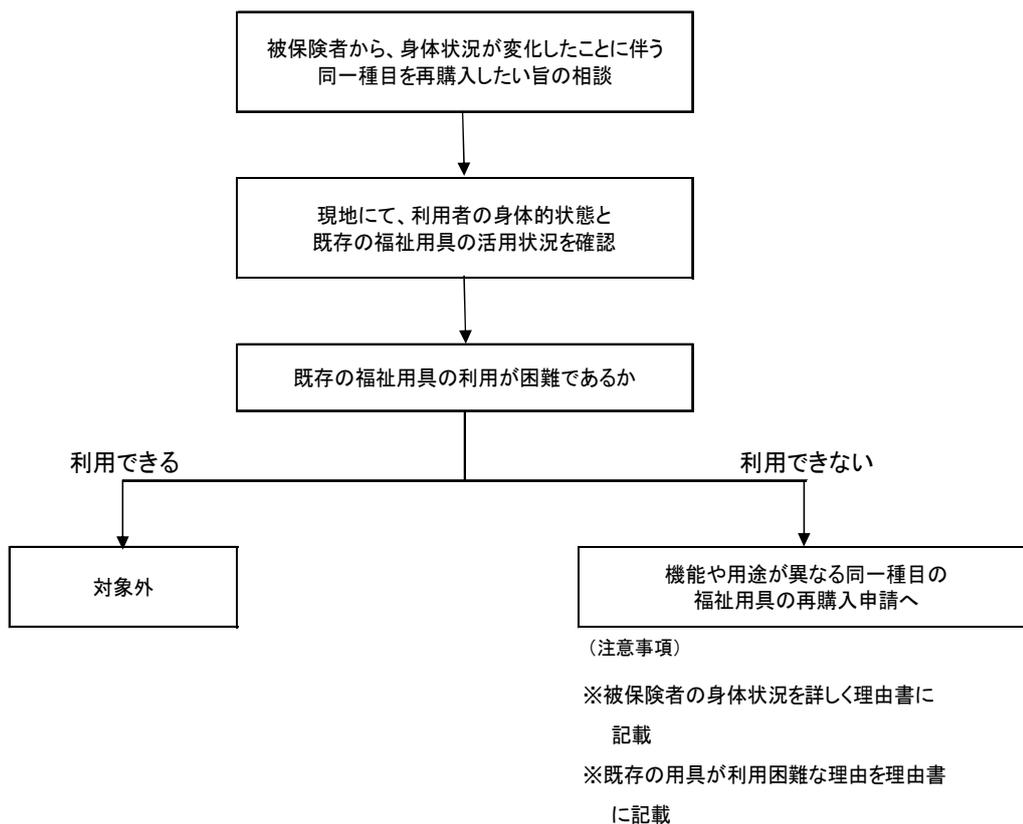


●部品購入の申請及び新品購入申請に共通する注意点

- ※上記一つ一つを検討し確認した結果について理由書に記載
- ※部品交換の場合の見積書と新品購入の場合の見積書の両方を添付

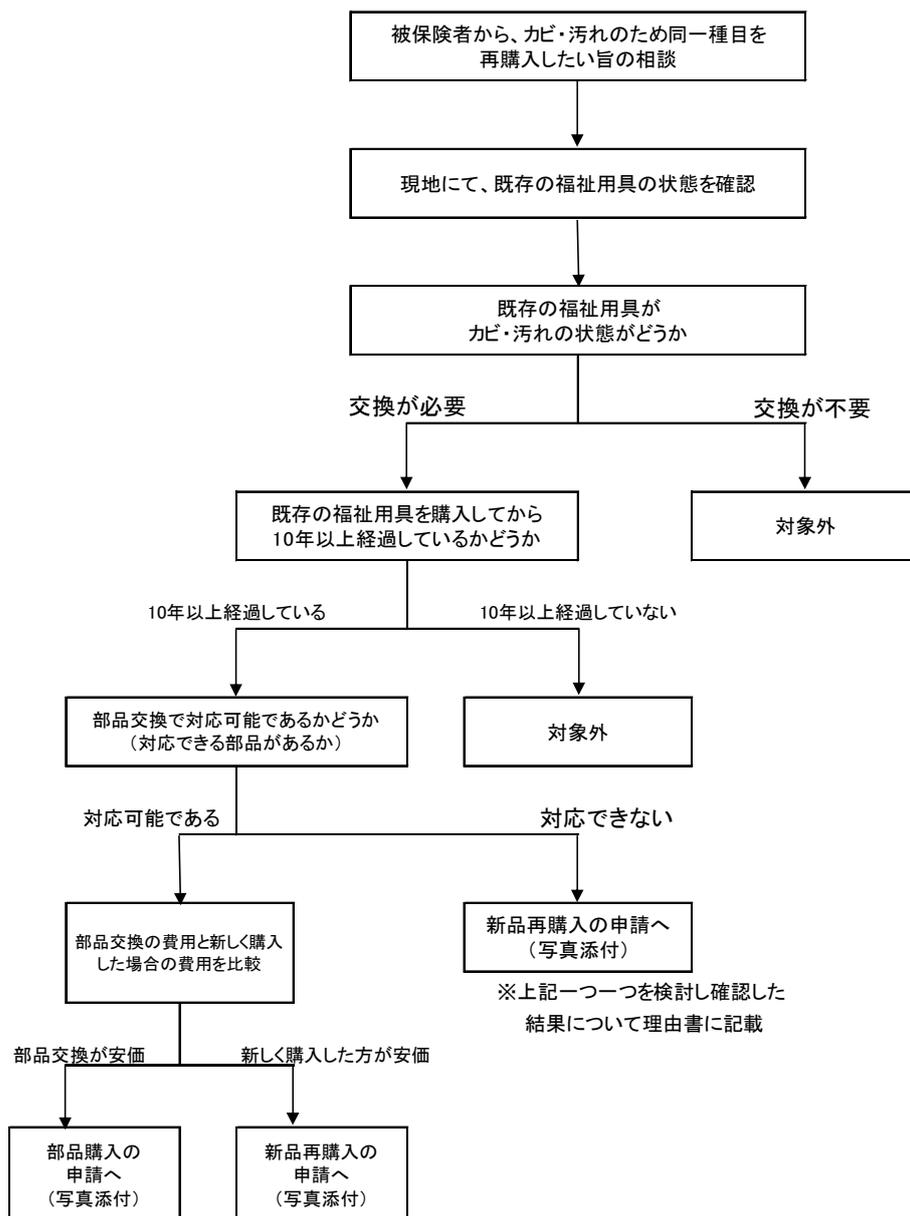
特定福祉用具購入費に係る同一種目再購入のためのフロー図(2)
(被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合)

平成30年10月作成
島原地域広域市町村圏組合
介護保険課〔給付係〕



特定福祉用具購入費に係る同一種目再購入のためのフロー図(3)
(カビ・汚れによる場合)

平成30年10月作成
島原地域広域市町村圏組合
介護保険課〔給付係〕



●部品購入の申請及び新品購入申請に共通する注意点

- ※上記一つ一つを検討し確認した結果について理由書に記載
- ※部品交換の場合の見積書と新品購入の場合の見積書の両方を添付

【参考】福祉用具購入に関するQ&A

Q 1 入浴補助具の浴槽内いす(浴槽台)について、浴槽に入るための踏み台と、浴槽内に置いて利用するいすとして2台購入することは可能か。

A 1 浴槽内いすは、浴槽内に置いて利用することができるものと位置づけられている。入浴用踏み台として浴槽を直接的にまたぐ動作は転倒の危険性があり、また、踏み台は一般的に普及していることから給付の対象とはならない。

Q 2 数年前にシャワーチェアを購入したが、折りたたみ式のワイヤーが切れて破損し折りたたむことができない。浴室が狭く折りたためないため困っている。同一種目の再購入は可能か。

A 2 同一種目の再購入については、特定福祉用具購入費に係る同一種目再購入のためのフロー図(1)～(3) P16～18 参照。フロー図に該当する場合は給付の対象となる。その際は、再購入が必要な理由を記載し写真を添付する。

Q 3 数年前に購入した福祉用具の部品の交換をしたい場合、保険給付の対象となるか。

A 3 福祉用具を構成する部品については、福祉用具の購入費の対象となる福祉用具であって、部品の交換が可能なものについては、保険給付の対象となる。特定福祉用具購入費に係る同一種目再購入のためのフロー図(1) P16 参照。

Q 4 同種目の福祉用具を複数個購入できる場合はあるのか。

A 4 選択制の歩行補助杖のロフトランドクラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合など。

Q 5 選択制対象の福祉用具購入後、修理不能の故障等で新たに必要になった場合に、販売だけでなく貸与を選択することは可能か。また、販売後に身体状況の変化等により、同じ種目の他の福祉用具を貸与することは可能か

A 5 いずれも可能である。なお、福祉用具の販売または貸与のいずれかを提案するに当たっては、利用者の身体の状況等を踏まえ、十分に検討し判断すること。

Q 6 選択制の福祉用具をサービス計画に位置付ける場合、追加で医師に照会する必要があるか。

A 6 主治医意見書などそれまでの情報で、貸与・購入の選択に必要な情報が得られているのであれば、必ずしも追加の照会は要しない。

Q 7 選択制対象福祉用具に関しての中古品の販売は可能か。

A 7 従前から特定福祉用具販売対象品の中古品の販売は想定されておらず、今回の選択制の対象用品についても販売で中古品の想定はされていない。貸与品は貸与事業によって定期的なメンテナンス等が実施され、劣化についても事業者が対応されるが、販売では販売後の定期的なメンテナンスが義務付けられていないこと等を踏まえたものである。

